

営業利用

菓子製造許可・そうざい製造許可付シェアキッチンで製造した物を流通販売する方のご利用

食品表示ラベルが必要になります。製造場所として当キッチンを明記していただきます。

キッチンカー・ケータリング・店舗などで提供する物の仕込み場所として営業許付者キッチンをご利用

営業に必要な営業許可書のコピーをご提供いたします。

営業利用オプションのご加入が必要です 詳しくはP8へ

オプション利用には

- ・食品衛生責任者養成講座修了証書
 - ・個人が特定できる書類免許証、保険証など
- の2点をご提出いただけます。



営業利用のための
必要物提出フォーム

営業利用以外

レシピの開発・試作などのご利用

ご利用時間を予約し、ご利用いただけます。

料金体型

通常利用料金

シェアキッチン 1時間あたり **3,300円**(税込み)

シェアキッチンスタジオ 1時間あたり **7,700円**(税込み)

オプション利用料金

月額**3,300円**(1日～末日※月毎の自動更新でご請求)

- ・翌月分を当月決済

(例:ご利用開始月11月→10月ご利用シェアキッチン分と共にご請求)

- ・1ヶ月以上前停止申請

(例:10月(1日～31日の間)に解約申請→11月末日で解約完了)

※通常料金とオプション料金を併せたご利用金額をご請求いたします。

内容

食品表示ラベル作成許可

・ご利用者様にラベル作成をしていただくに辺り、製造所の表示を必ずしていただくことを条件に食品表示ラベル作成の許可をいたします。

※当キッチンで製造し、販売する製品には食品表示ラベルの添付が食品表示法により必要です。

販売者→ご利用者様のお名前、ご住所

製造所→KGK-Lab(株式会社ふじまつ)京都市南区上鳥羽大柳町12-2

※使用されるラベルを利用する 2営業日以内にラベル申請フォームよりご提出ください。

表示に関して、間違いや修正が必要だと当社が判断した場合のみ、連絡いたします。

※当社でのラベル作成に関するご相談は承りますが、最終的(トラブル時)には

保健所(京都市保険福祉局医療衛生推進室医療衛生センター)の判断になりますので、

ご不明な点があれば保健所への事前相談を推奨いたします。

※当キッチンご利用時間内で製造した製品以外の食品表示ラベルに『KGK-Lab』を製造所として記載することは公文書偽造になり違法です。(3年以下の懲役又は20万円以下の罰金)



食品表示ラベル
申請フォーム

仕込み場所利用での営業許可書のコピー提供

・キッチンカーなどで販売される際に必要となる仕込み場所の営業許可書のコピーを提供いたします。

※ご提供の際にご利用者様名、有効期限(契約月)を明記いたします。